

猪名川町告示第75号

猪名川町養育支援訪問事業実施要綱の規定により、その旨を告示する。

令和8年5月29日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町養育支援訪問事業実施要綱

令和 8 年 5 月 2 9 日

要 綱 第 5 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、養育支援が特に必要であると認められる家庭に対して、保健師・助産師等（以下「訪問支援員」という。）がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的として実施する児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 5 項に規定する養育支援訪問事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は町とする。

- 2 町は、助産所等を経営する者で、事業の適切な運営が可能であると認める者に事業の一部を委託して実施することができる。
- 3 町長は、前項の規定により事業を委託した者（以下「受託者」という。）と密に連携を図るものとする。
- 4 町は、次に掲げる業務を実施する。
 - (1) 養育支援の必要性があると思われる家庭について、訪問又は児童の所属先等の関係機関からの情報収集を行うこと。
 - (2) 収集した情報から養育支援の必要性、今後の支援方針及び当該家庭に与える効果等について、関係機関と協議し、養育支援の内容等を決定すること。
 - (3) 実施した支援に対する評価を行うこと。

(事業の対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、町の住民基本台帳に記録されている者（町の住民基本台帳に記録できない特別な事情があると町長が認める場合であって、公簿等で町内に居住していることが明らかな者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する家庭に属するものとする。

- (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭

- (2) 若年、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等の事情により、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (3) 出産後おおむね1年程度の養育者が育児ストレス、産後うつ状態及び育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安及び孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、衣服及び生活環境等について不適切な養育状態にあり、虐待のおそれ又はそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (5) 公的な支援につながっていない児童がおり、支援が必要と認められる家庭
- (6) 多胎児を養育する家庭のうち、特に支援が必要と認められる家庭
- (7) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が事業による支援が必要と認める家庭
(事業の内容)

第4条 事業は、必要と認められる家庭を訪問し、次に掲げる支援を実施する。

- (1) 育児に関する相談又は援助
- (2) 栄養に関する相談又は援助
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める支援
(支援の方法)

第5条 町長は、町内に住所を有する支援の対象となる可能性のある家庭を把握した場合、関係機関から当該家庭の情報収集等の調査を行った上で当該家庭の養育状況を把握し、支援を行う事業の対象者（以下「訪問支援対象者」という。）を決定する。

2 前項により、支援を決定した家庭に訪問支援員を派遣し、事業の目的及び内容その他必要事項を説明し、事業を実施するものとする。ただし、町の職員以外の者を派遣する場合は、訪問支援対象者に同意を得た上で事業を実施するものとする。

3 前項に規定する派遣は、猪名川町の休日を定める条例（平成元年条例第23号）第2条に規定する町の休日を除いた日の、就業時間の間に行うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(支援の取消し)

第6条 町長は、訪問支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条第1項の規定による支援の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(利用者負担)

第7条 この事業の実施に係る利用者負担は、無料とする。

(委託先における個人情報の取扱い)

第8条 町長は、受託者に対し、第4条に定める支援を実施するため当該支援に関する個人情報、文書又は電磁的記録媒体により、提供することができる。

2 前項の規定により個人情報の提供を受けた受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び町が定める情報セキュリティポリシーの規定に従い、個人情報の保護に万全を期するとともに、適切に取り扱わなければならない。

(関係機関等との連携)

第9条 町長は、児童相談所、民生委員・児童委員、教育委員会、警察及び特定非営利活動法人等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(秘密保持)

第10条 本事業に従事する者は、事業の対象者及びその家庭への対応に十分配慮し、個人情報保護法に基づき個人情報の保護を徹底しなければならない。また、正当な理由なく職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、退職後も同様とする。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。